

# 重要事項説明書

この書面では、株式会社ロペライオソリューションズ（以下、「EGS」といいます。）が運営する中古自動車延長修理制度（以下「本保証」といいます。）に関する重要事項を説明しています。以下の項目は、万が一の故障の際に安心して保証をご利用いただくための重要な項目です。ご契約の前に必ずご確認くださいようお願い申し上げます。

## 保証対象となる場合

### ①保証期間中に発生した自然故障

本保証は、保証期間中に発生した対象車両の自然故障が、部品表記載の対象部品の不具合を主たる原因とする場合、本規約に定める条件にしたがい保証修理を行います。ただし、納車日以前に発生したと、状況・技術的に判断される自然故障は、保証修理の対象外となります。  
※自然故障とは…自動車メーカーが定める取扱説明書や注意書、ユーザーマニュアル等に従って、通常使用したにも関わらず、対象車両に発生した、事故以外の自然発生的な故障をいい、天災、落下等の外部からの物理的な損傷を除きます。

### ②部品表に「○」のある部品の故障

本保証の保証項目は、お客様の加入プランで部品表に「○」が付いている部品となります。

### ③マニュアル記載の取扱いを行っている

対象車両に搭載されているユーザーマニュアルに記載された取扱いと、メンテナンスの実施をしてください。

※実施されていない場合、保証修理の対象外となります。

### ④ロードサービス利用について

路上などで加入車両が不動となった時、ロードサービスの手配を行うことができます。ロードサービスの利用では規定の走行距離を超えるレッカー・特殊作業において、お客様に費用を負担していただく場合があります。

「自力走行不能」とは、物理的に走行不可能な場合（例えば、故障及び事故により車両が動かない場合）、または道路交通法上走行が禁止される場合をいいます。

## 保証対象外となる主な場合

### ①免責期間内に発生した故障

当保証プランで設定されている20日間の免責期間内に発生した自然故障の場合

### ②点検・オイル交換が未実施

法定点検整備(12ヵ月点検含む)、対象車両の製造メーカーが指定する点検整備および定期交換部品もしくは油脂類・液類（オイル、ブレーキフルード等）の交換が行われていない場合

### ③走行距離500km以内の摺動部品の故障

納車日以前に発生していた症状および、納車日からの走行距離が500km以内に発生した摺動部品（エンジン・トランスミッション等）の使用損耗が原因となって発生する自然故障の場合

### ④加入者負担金の振込みが行われない

加入者負担金がある場合、EGSが加入者負担金を加入者に通知した日からその日を含めて14日以内にその金額が振り込まれなかった場合

※加入者負担金とは…免責金、保証限度額設定プランの保証限度額超過分、対象外部品の修理・点検費用など

### ⑤故障連絡・入庫の期限が守られない

下記「保証修理の手続きについて」に記す、故障発生時からの連絡・工場通知後の入庫に関して正当な理由がなく期限を守らなかった場合

その他の保証対象外となる事項は保証規約をご確認ください。

## 保証修理に含まれない費用について

以下の費用は保証修理に含まれない費用で、お客様にご負担いただく費用となります。

### ①各種点検費用・予防的整備にかかる費用

故障が発生していない箇所の整備、法定・点検整備費用および保証対象外の故障に関する診断費用を含む一切の費用

### ②保証限度額超過費用

保証限度額が設定されている場合、保証限度額を超えた額に相当する修理費用（国産車:上限なし、輸入車:累計100万円まで）

### ③消耗部品に要する費用

全ての消耗部品の補充、交換に要する費用（例：ベルト類、ブレーキディスク・パッド、電球の交換等）

### ④代車代・宿泊費

対象車両が使用できない間の代車・宿泊費等の代替手段に要する費用

## 保証修理の手続きについて

以下の手順をお守りいただけなかった場合は保証対象外となります。

### ①故障発生時の連絡は14日以内

対象車両に故障が発生した場合、故障発生日から14日以内に、EGSコールセンターへ電話で故障発生時の連絡が必要になります。

### ②工場通知後の入庫は14日以内

故障発生時の連絡後、EGSから入庫先工場の通知を受けてから14日以内に、通知を受けた工場へ入庫が必要になります。

## その他

本保証の取り扱いの一部を記載しています。

### ①使用部品について

部品交換には、中古部品を使用します。  
中古部品が見つからない場合は、リビルト品・社外新品・純正新品の順で使用します。

### ②付随交換部品について

部品表に記載のない油脂・シール・ガスケット類などの交換は、保証対象部品に付随する交換のみ保証の対象とします。

### ③再入庫について

EGSが必要と判断する場合、EGSがお客様に対して再入庫を依頼することができます。

### ④ハイブリッド車の取扱いについて

ハイブリッド車等に搭載された初度登録または最後に交換したときから10年または10万kmを経過した駆動用バッテリーの不具合は保証対象外となります。

### ⑤保証の解約について

加入者はこの保証契約を保証期間の途中で解約することはできません。  
保証開始日の前日までに加盟店またはEGSコールセンターに書面で解約の申し出を行った場合、保証料を全額返金します。

この重要事項説明書は保証規約の重要な部分を抜粋したものです。  
**詳しくは保証規約をご確認ください。**

## 個人情報の取り扱いに関して

(1) 車両購入者は、EGSが、車両購入者個人を識別しうる情報、車両情報、又は本保証契約の交渉若しくは履行の過程において知り得た車両購入者に関する個人情報（以下「個人情報」という）を次の各号の目的に利用することに同意する。

- ① EGS保証にかかる各種案内（保証期間の満了・延長）。
- ② 本保証契約の契約内容、契約者情報の記録、管理、保管。
- ③ 車両の点検・整備・修理に関する業務及びこれらに付随する業務（車両状態の確認連絡）の遂行。
- ④ 車両の点検・整備・修理に関する各種案内。
- ⑤ 保証加入者との契約又は法令に基づく権利の行使や義務の履行。
- ⑥ サービス向上を目的としたアンケート調査の実施。
- ⑦ サービス向上を目的としたデータの集計とその結果の分析（※1）。

※1：集計結果の統計情報のみの利用とし、個人を特定できるデータと関連づけは行わない。

(2) 保証加入者は、次の各号に定める場合において、EGSが個人情報を第三者に提供することに同意する。

- ① 保証加入者の同意がある場合（ウェブでの同意も含む）。
- ② 統計的なデータ等、保証加入者本人を識別できない状態に加工して利用する場合。
- ③ 法令に基づく場合。
- ④ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合で、保証加入者の同意を得ることが困難である場合。
- ⑤ 国又は地方公共団体等が公的な事務を実施する上で協力する必要があるため、保証加入者の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。
- ⑥ 保証サービスや業務を遂行する上で、提携会社へ必要な情報を委託する場合。

・ ご不明点・保証に関するお問合せは  
EGSカスタマーセンター  
0120-948-958  
24時間受付